

## 社会福祉法人 川本町社会福祉協議会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川本町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第31条に基づき会員について定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、この法人の趣旨に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 特別会員（篤志家、会社、団体等）

### (会費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般会員一世帯当たり 年額 1, 200円
- (2) 特別会員一口当たり 年額10, 000円

### (会費の納入)

第4条 会費は、一時に納入するものとし、毎年6月末日までに納入しなければならない。但し、入会した年度にあっては、入会と同時に納入しなければならない。

### (会費の使用目的)

第5条 会費の使途は、社会福祉事業に限るものとし、人件費その他会費の趣旨に馴染まないものには使用できない。

### (会費の減免)

第6条 会長は、会員の特別の理由があると認めたときは、会費を減免することができる。

### (報告等)

第7条 会長は、会員に次の各号に掲げる事項について、報告等を行うものとする。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告
- (2) 社協の発行する社会福祉関係資料その他の資料の配付
- (3) 社協の実施する各種調査の結果報告
- (4) 社協の実施する大会、講習会、研修会等の参加案内

### (委任)

第8条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人川本町社会福祉協議会会員規程（昭和42年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、旧規程に基づいてなされた手続きその他の行為は、この規程に基づいてなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日：規則第7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。